

* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしましょう。

児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、【こども未来課：083-934-2797】（公務員の場合は勤務先）に確認してください。

相談窓口について

ひとり親に関することや 離婚前相談	◇山口県母子・父子福祉センター ◇子育て保健課家庭児童相談室	083-923-2490 083-934-2960
保育所の入所について	◇保育幼稚園課	083-934-2798
小中学校の学費援助について	◇学校教育課	083-934-2862
仕事を探したい	◇ハローワーク山口	083-922-0043 (部門コード44#)
市営住宅の入居について	◇建築課	083-934-2843
県営住宅の入居について	◇山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所	083-934-2004

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、**【男女共同参画センターゆめぼら】(083-934-2743)**にご相談ください。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。（法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります）

【問合せ】 山口市こども未来部 子育て保健課 家庭児童相談室 TEL：083-934-2960